

# お知らせ

令和4年3月2日  
宇部市総務財務部契約課

## 入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1 条件付一般競争入札制度の改正について（その1）

下水部門が上下水道局から市長部局へ移管することに伴い、受注機会の確保及び受注の平準化の観点から、以下のとおり現制度を改正します。

##### 【現行】

土木一式工事に係る条件付一般競争入札について、A等級又はB等級の工事を落札した場合、当該工事が完了するまでその年度内は次の入札に参加できない。

##### 【改正後】

土木一式工事に係る条件付一般競争入札について、A等級又はB等級の工事を落札した場合、当該工事が完了するまでその年度内は次の入札に参加できない（下水道工事を除く。）。また、下水道工事については、A等級で3件又はB等級で2件落札した場合、当該工事のいずれかが完了するまでその年度内は次の入札に参加できない。

#### 2 条件付一般競争入札制度の改正について（その2）

条件付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、競争性及び公平性の観点から、以下のとおり入札参加資格要件の見直しを行います（従来の措置の見直し）。

##### 【改正内容】

設計金額が概ね2,000万円未満で、同種・類似工事の施工実績を求めた場合、同実績がない場合においても、宇部市が過去5年間に発注した同種・類似工事の入札参加実績を有していれば、必要に応じて入札参加を可能とする（入札公告において明示）。

#### 3 改正要領

宇部市条件付一般競争入札事務処理要領

#### 4 施行日

令和4年4月1日（以降に入札公告を行う案件から適用）

#### 5 その他

改正後の事務処理要領につきましては、後日、市ウェブサイトに掲載します。